

◆所得税の確定申告が必要な方

- ①農業や自営業の方、アパートや土地を貸して収入を得ている方、土地や建物などを売った方で所得が20万円を超える方
- ②給与所得者で、令和5年中の収入金額が2,000万円を超える方
- ③給与を1カ所から受けている方で、給与所得と退職所得を除く所得の合計金額が20万円を超える方
- ④2カ所以上から給与を受けている方で、年末調整をされなかった給与収入と給与所得・退職所得の合計金額が20万円を超える方

スマートフォンで確定申告を！

確定申告書の作成は、スマートフォンが便利です。スマートフォンとマイナンバーカードがあれば、いつでもどこでもe-Taxで申告ができます。便利に手早く申告を済ませましょう。

なお、申告にはマイナンバーカード読取対応のスマートフォンが必要です。
※申告を含め、国税に関するご質問・ご相談は「国税相談専用ダイヤル」をご利用ください。

お問合せ●国税相談専用ダイヤル ☎0570-00-5901 (受付時間:平日午前8時30分～午後5時)

申告期間 2月16日(金)～3月15日(金)【土・日曜日・祝日を除く】

受付 午前8時30分～午後4時 (提出は午後5時まで)

相談 午前9時～午後5時

※先着順に「整理券」を配布します。整理券が無くなり次第、受付を締め切ることがありますのでご了承ください。

国税庁のLINE公式アカウントを「友だち追加」として入場整理券の事前発行ができます。

お問合せ●佐原税務署 ☎0478-54-1331



確定申告書等作成コーナー

チャットボット (税務職員ふたば)



友だち追加はこちら

◆成田国際空港公共事業の対象者の方へ

- 譲渡所得のうち、成田国際空港株式会社(以下NAA)に不動産などを譲渡した方は、役場で申告の相談を行います。事前説明会で作成した申告用の書類と、NAAから送られた各種証明書をお持ちください。(詳しくは広報たこ12月号P10をご覧ください)
- 上記以外の所得がある場合は、併せて申告が必要となります。「申告に必要なもの」を参考に必要書類をご用意ください。これとは別に譲渡所得がある場合など、役場でお受けできない内容を含む場合は佐原税務署で申告をお願いします。

◆町県民税の申告が必要な方

- ①確定申告が必要ない方で、農業・営業・不動産などの収入がある方
- ②収入が全くないが、家族の税金上の扶養になっていない方(扶養になっているか源泉徴収票などでご確認ください)
- ③令和5年中の所得が給与のみで、勤務先から町へ給与支払報告書が提出されていない方(勤務先で提出の有無をご確認ください)

◆申告をしないと…

国民健康保険税の軽減対象にならない、こども園の保育料などが正しく決められない、所得証明書が発行できないなど、所得に関わる行政サービスが受けられない場合があります。

お問合せ●税務課課税係 ☎76-5402

確定申告が始まります ~期限内に正しく申告しましょう~

申告書受付および相談期間

2月16日(金)から3月15日(金)【土・日曜日・祝日を除く】

確定申告書の提出のみ

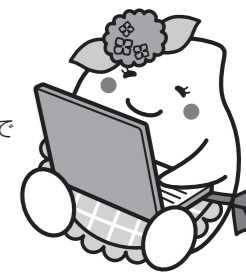
自宅などで作成した確定申告書は上記の期間中、役場1階税務課で受け付けます。申告者のマイナンバー確認を行いますので、マイナンバーカードをお持ちください。
※マイナンバーカードをお持ちでない方は、マイナンバーが記載されたもの(通知カードなど)と、運転免許証などの顔写真付きの「本人確認書類」をお持ちください。

確定申告相談

相談時間●午前の部:午前9時から正午まで 午後の部:午後1時から5時まで
相談会場●役場2階第4会議室(提出のみの場合は1階税務課窓口で受け付けます)

※順番になりましたら、予約時にお聞きした電話番号にご連絡します。お車など、すぐにお越しになれる場所でお待ちください。

お仕事などで、平日相談に来ることができない方のために、休日相談を行います。
休日相談日●2月25日(日)・3月10日(日)※予約方法・相談時間・会場は、平日と同じです。



申告相談の受付方法が変更になります！ 昨年までの「当日受付」から「事前受付(予約制)」となります。

予約方法は、『電話予約』と、スマートフォンからの『LINE予約』の2つの方法があります。

電話予約(予約専用回線) ☎0479-85-8355

受付時間●平日 午前9時から午後5時まで(正午から午後1時は除く)

申告に必要な資料などをお手元にご準備の上、お電話をお願いします。
※この回線は申告相談の予約専用です。相談などはお受けできません。

LINE予約(多古町公式LINEより)

多古町公式LINEの「多古町役場LINE支所」の予約タブから確定申告を選択して、予約をお願いします。
LINE予約は曜日や時間に関わらず、いつでも予約が可能です。

予約受付開始日時:2月13日(火) 午前9時より ※電話・LINEとも

申告相談は相談者によって内容が異なるため、作成時間も異なりますので、時間に余裕を持った予約をお願いします。
また、混雑状況によっては相談開始が予約時間と前後する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
※予約の前に、このページ右下にある(注意点)もご確認ください。

〈申告に必要なもの〉

●マイナンバーカード

※マイナンバーカードをお持ちでない方は「マイナンバーが記載されたもの(通知カードなど)」と免許証やパスポートなどの顔写真付きの「本人確認書類」を持参ください。
※控除対象配偶者や扶養親族・事業専従者はマイナンバーの記載が必要です。

●「確定申告のお知らせ」ハガキ(税務署から送付された方)

●還付または納税用の預貯金口座番号(本人名義のもの)

●給与や年金の源泉徴収票(原本)

※勤務先から源泉徴収票がもらえない場合は、佐原税務署へご相談ください。

●事業所得者は、諸帳簿、領収書など収入と経費が分かるもの

●生命保険料や地震保険料の控除証明書、国民年金保険料控除証明書、医療費控除の明細書など控除を受けるための書類

●前回提出した申告書の控え(昨年申告をした方)

※所得の種類や申告の内容によって必要となる書類が異なります。

〈注意点〉

●土地建物・株式等の譲渡所得や山林所得がある方は、町での申告相談は受け付けできませんので、佐原税務署で申告をお願いします。申告書の提出のみ税務課でも受け付けます。
※成田国際空港公共事業対象の譲渡所得を除く。

●消費税申告書の作成およびインボイス制度に関する内容は、佐原税務署にご相談ください。

●相談内容が複雑な方は、佐原税務署へご案内させていただく場合があります。

●営業・農業・不動産収入がある方は「収支内訳書」、医療費控除を受ける方は「医療費控除の明細書」を必ず事前に作成または資料を取りまとめの上、お越しください。

お問合せ●税務課課税係 ☎76-5402
●佐原税務署 ☎0478-54-1331